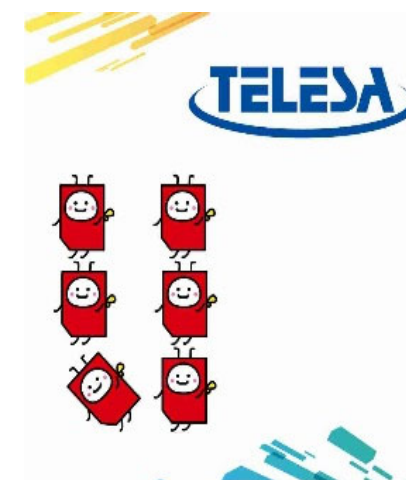


「モバイル接続料の適正性向上について」 ヒアリング事項に対する意見

2020年6月17日

一般社団法人テレコムサービス協会
MVNO委員会



1 予測値の算定方法の適正性向上

(1) 予測対象年度における見込みの適切な反映について

(2) 過去の実績値からの推計について

- ① 予測値の算定において、全ての二種指定事業者において、より多くの区分について、予測対象年度における見込みを適切に反映することについて、お考えをお教え願いたい。
- ② 見込み額や推計を用いるに当たり、恣意性排除、客観性確保のため、予測値の算定に大きな影響を与え得る基礎的な情報について提出を求めることについて、お考えをお教え願いたい
- ③ 総務省において予測値の再現を可能とするため、見込み額等の基礎的な情報及び過去の実績をどのように用いたのか、実際の算定式等の具体的な推計方法の提供を求めることについて、お考えをお教え願いたい
- ④ 具体的な予測値の算定方法が各社の任意となっている中、恣意性排除、客観性確保のための取組について、このように進めるべきという提案があれば、お教え願いたい。

意見

- ① 二種指定事業者において、より多くの区分について、予測対象年度における見込みを適切に反映いただくことで、予測接続料の適正性向上に資する可能性があると考えます。
- ②③ 恣意性排除、客観性確保、総務省における再現を可能とする観点から、二種指定事業者に対して、ご提示のような情報、推計方法の提供を求めることは有効であると考えます。
- ④ 上記①～③を進めつつ、まずは総務省にて各社の予測値の算定方法についてより精緻に比較検証いただいたうえで、審議会への報告等を通じ、有識者の視点を交えてさらに検証※を行うことが適当と考えます。
なお、より透明性を確保する観点から、検証結果等について可能な限りMVNOに開示いただくことを強く要望いたします。

※接続料の算定に関する研究会 第三次報告書（令和元年9月）「予測値の算定方法について、審議会への報告等を通じ、その適正性の検証を行うことが適当」

1 予測値の算定方法の適正性向上

(3) 利潤における予測値の算定対象について

利潤について、より精度の高い算定とするため、「投資その他資産」及び「貯蔵品」を予測値算定の対象に追加することについて、お考えをお教え願いたい。

意見

まずは「投資その他資産」及び「貯蔵品」が大きく変動する可能性が高いのか等、**利潤の予測においてどの程度の影響を生じうるのかを検証することが必要**と考えます。

その結果、予測に大きな影響を生じうると判断される場合においては、予測値算定の対象に追加することが望ましいと考えます。

1 予測値の算定方法の適正性向上

(4) 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について

- ① 予測値の算定方法に係るMVNOへの情報開示について、現在の開示内容は十分なものと考えられるか、お考えをお教え願いたい。
- ② MNOに開示内容の具体化を促していくことについて、お考えをお教え願いたい。
- ③ 今回、3年度分の予測接続料が提出されたことによって、MVNOのビジネスの予見可能性は高まったといえるか、お教え願いたい。もし高まらないとの回答の場合、何が不足しているのでしょうか、お教え願いたい。

意見

- ① 予測値の算定方法に係る**情報開示は二種指定事業者とMVNO個社間でのやりとり**となるため、当協会は、**その内容について知る立場にありません**。なお、一部MVNOに確認したところでは、開示内容について、**現時点は十分かどうか判断できないとの声**がございました。
- ② 予測値の算定に関する**情報開示は、予測と実績の乖離についてMVNOがある程度予想**できる※ようにすることが主な目的と認識しております。その点、実績がでた段階で予測との乖離を検証する過程において、**開示内容がMVNOにとって予想に足るものであったか否か事後的に検証できるもの**と考えますので、その結果を踏まえ**必要な場合は、一種指定制度でなされているような情報開示（次頁参照）を目指し、更なる開示内容の拡大検討をお願い**することになろうかと存じます。

※接続料の算定に関する研究会 第三次報告書（令和元年9月）

予測と実績の乖離は生じ得るものであるところ、それによる経営の影響をなるべく小さくするためには、MVNOにおいて、自らの努力によりその乖離をある程度予想できるようにすることが重要であり、そのためには、予測値の算定に関する情報がMVNOにある程度提供されることが必要と考えられる。

- ③ 今回、3年度分の予測接続料が提出されたことは、**MVNOにおけるビジネスの予見可能性の向上に寄与**するものであったと考えますので、**二種指定事業者、総務省の皆さまのご尽力に感謝**いたします。
ただし、現時点においては**予測と実績の乖離がどの程度生じうるのか、わからない状況**ですので、**ビジネスの予見可能性が高まったか否かの評価は、その結果次第**であると考えます。

(参考) 一種指定制度における「設備管理運営費」の予測値算定方法及び算定結果の例

| 区分 | 費目ごと | | 算定の基となる値 | | | | 算式 | 予測に用いたパラメータ (単位:百万円) |
|---------|--------------|---------|----------|---------|---------|---------|--|-------------------------|
| | 平成24年度 実績 | 営業費用 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | | |
| 営業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | |
| 施設保全費 | 24,911 | 24,009 | 27,715 | 28,756 | 29,630 | 30,375 | <故障修理・工事施工> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味(H25は配賦見直し影響を加味) <電柱・土木> 前年度値×契約者数変動率の伸び率に効率化率を加味 <故障受付・ソフトウェア> 前年度値×取得固定資産伸び率に効率化率を加味 <上記以外> 前年度値×上記支出額変動率の伸び率に効率化率を加味 | |
| 共通費 | 2,317 | 2,314 | 2,692 | 2,824 | 2,939 | 3,042 | 前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味 | |
| 管理費 | 3,392 | 3,393 | 3,964 | 4,147 | 4,306 | 4,447 | 前年度値×施設保全費変動率の伸び率に効率化率を加味 | |
| 試験研究費 | 4,055 | 4,055 | 3,651 | 3,401 | 3,281 | 3,165 | 前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化率を加味 | |
| 通信設備使用料 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 前年度値×取得固定資産伸び率 | |
| 租税公課 | 14,524 | 14,524 | 15,825 | 16,984 | 18,077 | 19,150 | 前年度値×正味固定資産伸び率 | |
| 減価償却費 | 51,829 | 51,820 | 53,081 | 52,377 | 50,986 | 49,662 | 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 | |
| 固定資産除却費 | 7,215 | 6,966 | 7,291 | 7,398 | 7,435 | 7,474 | 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 | |
| (再)除却損 | 3,187 | 3,051 | 3,167 | 3,162 | 3,122 | 3,085 | 光ケーブルは個別に算定。その他は前年度値×設備別正味固定資産伸び率 | |
| 合計 | 108,247 | 107,084 | 114,222 | 115,890 | 116,657 | 117,318 | | |

出典：モバイル市場の競争環境に関する研究会 中間報告書（2019年4月）各種資料 93ページ

1 予測値の算定方法の適正性向上

(5)実績が予測を上回った場合の措置について

- ①精算接続料が予測接続料を上回った場合、MVNOが追加的に支払いを行うことになるところ、例えば、分割払いができるようにする等、MVNOにおける負担を軽減するための措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。（分割払いのほか、具体的にどういった措置が考えられるかも併せてお教え願いたい。）
- ②現在の新型コロナ禍のように、想定し得ない事態によって予測接続料が大きく変わってしまうことが事前に明らかになる場合、例えば、再度予測接続料の算定を行う、あるいは、どのような影響を与えるかMVNOに対して情報提供を行う等、MVNOにおける予見性確保のための特例措置を講じることについて、お考えをお教え願いたい。

意見

- ① **予測と実績の乖離を極小化することが最も重要**ですが、精算接続料が予測接続料を上回った場合に**MVNOが追加的に支払う費用について、MVNOの要望に応じて、分割払いや支払期日延長等、二種指定事業者において柔軟に対応**いただけることは、**MVNOのキャッシュフロー軽減には寄与**するものと考えます。
- ②既に、接続料算定の早期化、需要の対前年度比開示の早期化等、MVNOにおける予見可能性確保のための措置を講じていただいておりますが、**不測の事態が生じた場合**は、それら措置だけでは十分に対処できないことから、**少なくとも、当該事態が予測接続料にどのような影響を与えるかについて、適時かつ具体的に情報提供いただくことが重要**と考えます。

なお、キャッシュフロー軽減策等もさることながら、**MVNOにとっては事業収支における影響把握が最も重要**でありますので、不測の事態が生じた場合のみならず、**平時においても予測接続料算定時との状況変化が生じた場合**には、二種指定事業者からMVNOに対して**適時かつ具体的に情報提供、情報開示いただくことを強く要望**いたします。

1 予測値の算定方法の適正性向上

③各社様々な予測値が出ていることを踏まえて、改めて、実績接続料による精算の必要性についてどう考えるか、お考えをお教え願いたい。

意見

③ **予測と実績の乖離を極小化することが最も重要**ですが、**仮に予測と実績の乖離による差額を調整する場合**においては、会計原則やMVNO間の公平性の観点から、**精算による調整が望ましい**と考えます。

なお、予測と実績の乖離の比率については求めに応じて開示いただけることとなっておりますが、その理由の開示は二種指定事業者の自主的な取り組みとなっておりますところ、差額を調整するにあたっては、**二種指定事業者からMVNOに対して差額が生じた具体的な理由・要因を明示・開示いただくことが不可欠**と考えますので、**二種指定事業者の対応について引き続き注視**いただくよう要望いたします。

2 5G接続料の適正性向上(4G・5G一体接続料の適正性について)

引き続き、4G・5Gを一体として接続料を設定することについて、お考えをお教え願いたい。また、5G導入後の接続料等に対し、5G導入の影響がどの程度寄与しているのか等、MNOからは具体的な説明を受けているのか、お教え願いたい。

意見

- 接続料の算定等に関する研究会（第32回、令和2年5月22日）資料32-3における「各社とも、5Gサービス開始当初、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を上回るものの、その差は小さく、数年後には、4G・5G一体接続料の水準は4G単独接続料の水準を下回ることになる見込みが示されている。」といった内容以外に**具体的な数値等の情報開示がない**ため、当委員会として**引き続き4G・5G一体接続料を設定することの是非を判断することは困難**です。

そのため、4G・5G一体接続料の水準について4G単独接続料を設定する場合と比べて、**MVNOの経営に大きな影響を及ぼしうるレベルにあるかどうか等について、本研究会および総務省にて慎重に検証、判断**いただければと存じます。

- 5G導入の影響がどの程度寄与しているか等の説明については、**二種指定事業者とMVNO個社間でのやりとり**となるため、当協会は、**その状況や内容について知る立場にありません**。

なお、一部MVNOに確認したところでは、**「一部MNOからは説明があったが、どの程度の影響があったか定量的に把握できなかったため、十分な情報が得られたとは言い難い」との声があったところ**、5G導入がMVNOの経営にどの程度影響を与えているかを確認できるために、**「4G・5G一体接続料」と「4G単独接続料」がどの程度の差があったのか、その比率等を開示いただくことが望ましい**と考えます。

3 原価の適正性向上(精緻化)

- ①施設保全費、減価償却費、通信設備使用料及び試験研究費の控除率について、3社からの聴取によりさらに実態を把握し、検証を進めることについて、お考えをお教え願いたい。
- ②費用控除の方法をある程度各社統一するため、抽出の考え方をより具体的にGL等に記載する等、統一ルールを具体化することについて、お考えをお教え願いたい。
- ③ステップ2、3についても抽出方法及びその配賦基準等について、MNOに接続料算定根拠として提出を要することとすることについて、お考えをお教え願いたい。

意見

- ①接続料の算定等に関する研究会（第32回、令和2年5月22日）資料32-3において、「**施設保全費、減価償却費及び通信設備使用料について、事業者によって控除率に差異が生じている**」との記載がありましたところ、**控除率に差異が生じていることが接続料算定の適正性の観点で問題がないか検証することは必要不可欠**と考えます。
- ②③接続料算定の適正性を一層確保する観点から、**抽出の考え方を具体化すること、抽出方法及びその配賦基準等について、二種指定事業者**に接続料算定根拠として提出を要することは、**有効**であると考えます。

一般社団法人テレコムサービス協会の紹介

- 沿革

平成6年に特別第二種電気通信事業者協会、全国一般第二種電気通信事業者協会、音声VAN振興協議会、日本情報通信振興協会の4団体が統合し発足。平成24年4月に一般社団法人に移行。

- 会員

全国11支部に303会員が加盟(令和2年6月10日現在)

会員の事業は電気通信事業、情報サービス事業、ISP事業、CATV事業など通信事業者及び情報通信事業者等ICT企業が中心

主な会員企業(会長、副会長、常任理事会社)

インターネットイニシアティブ、インテック、スターネット、日本アイ・ビー・エム、日本電気、光通信、富士通、ミロク情報サービス、NTTデータ、セイノー情報サービス、セイノー情報サービス、電波新聞社、TOKAIコミュニケーションズ、トランスコスモス、日本電子計算、ビッグロップ、三菱電機インフォメーションネットワーク

- 事業目的

情報通信ネットワーク社会構築のための重要な担い手として、多様な情報通信サービスの創出、健全な競争市場の発展、安全・安心なネットワーク社会の実現を活動目標とし、これらの活動により事業者のビジネスに貢献するとともに消費者の利益と地域社会の発展及び公共の福祉に資すること

- 主な活動

ICTビジネスを創造 — 多様なネットワークサービス事業の創出 —

ICTに関する情報収集・調査研究 — 健全な競争市場の発展 —

ICTサービスの安全性の向上 — 安全・安心なネットワーク社会の実現 —

MVNO委員会の体制

一般社団法人テレコムサービス協会



MVNO委員会参加企業一覧

(令和2年4月1日現在)

- (株) アイ・オー・データ機器
- (株) アクセル
- (株) 朝日ネット
- イオンリテール (株)
- (株) インターネットイニシアティブ
- (株) インテック
- (株) STNet
- NECネットエスアイ (株)
- NTTコミュニケーションズ (株)
- (株) NTTPCコミュニケーションズ
- (株) NTTぷらら
- (株) 愛媛CATV
- (株) ALL Rise Group
- 兼松コミュニケーションズ (株)
- 近鉄ケーブルネットワーク (株)
- (株) オプテージ
- (株) コスモネット
- (株) Jストリーム
- GMOインターネット (株)
- (株) シー・ティー・ワイ
- シネックスインフォテック (株)
- シャープ (株)
- (株) ジュピターテレコム
- (株) 情報通信総合研究所
- スターネット (株)
- スマートモバイルコミュニケーションズ (株)
- ソニーネットワークコミュニケーションズ (株)
- SORAシム (株)
- (合) DMM.com
- TIS (株)
- (株) テレコムスクエア
- (株) TOKAIコミュニケーションズ
- トランスコスモス (株)
- (株) ドリーム・トレイン・インターネット
- ニフティ (株)
- (一社) 日本ケーブルテレビ連盟
- 日本通信 (株)
- (株) ハイホー
- (株) 光通信
- (株) 日立システムズ
- ビッグロブ (株)
- 富士通 (株)
- 華為技術日本 (ファーウェイ・ジャパン)
- (株) フォーバルテレコム
- フリービット (株)
- 三菱電機インフォメーションネットワーク (株)
- (株) メディエーター
- (株) U-NEXT
- LINE (株)
- LINEモバイル (株)
- 楽天モバイル (株)
- (株) ラネット
- (株) レキオス